

# 横浜都心臨海部が 「特定都市再生緊急整備地域」に指定されました！

～ヨコハマは、「環境未来都市」・「国際戦略総合特区」とあわせて

全国唯一のトリプル指定！！～

本日、都市再生特別措置法に基づく「特定都市再生緊急整備地域」を指定する政令が閣議決定され、本市の都心臨海部が、「横浜都心・臨海地域」として特定都市再生緊急整備地域に指定されました。

横浜市は、平成 23 年 12 月に、同じく内閣官房地域活性化統合事務局が所管する「環境未来都市」及び「国際戦略総合特区」に選定されていますが、今回の「特定都市再生緊急整備地域」を加えて、3つの制度適用を受ける唯一の都市となりました。

## ■特定都市再生緊急整備地域とは

都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域のことで、平成23年4月に改正された都市再生特別措置法に基づき創設されました。

今回、現在の都市再生緊急整備地域（65地域）のうち、本市を含む7都市11地域が、特定都市再生緊急整備地域に指定されました。

## ■地域指定のメリット

- ・一定規模以上の民間都市開発に対する税制支援の拡充（不動産取得税、登録免許税、固定資産税等）
- ・道路の上空利用や下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和
- ・都市開発に関する手続きの簡素化
- ・都市拠点インフラ整備に対する国の重点的かつ集中的な支援 等

## ■特定都市再生緊急整備地域に指定された地域（裏面参照）

横浜都心・臨海地域 約233ヘクタール  
（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、北仲通地区）

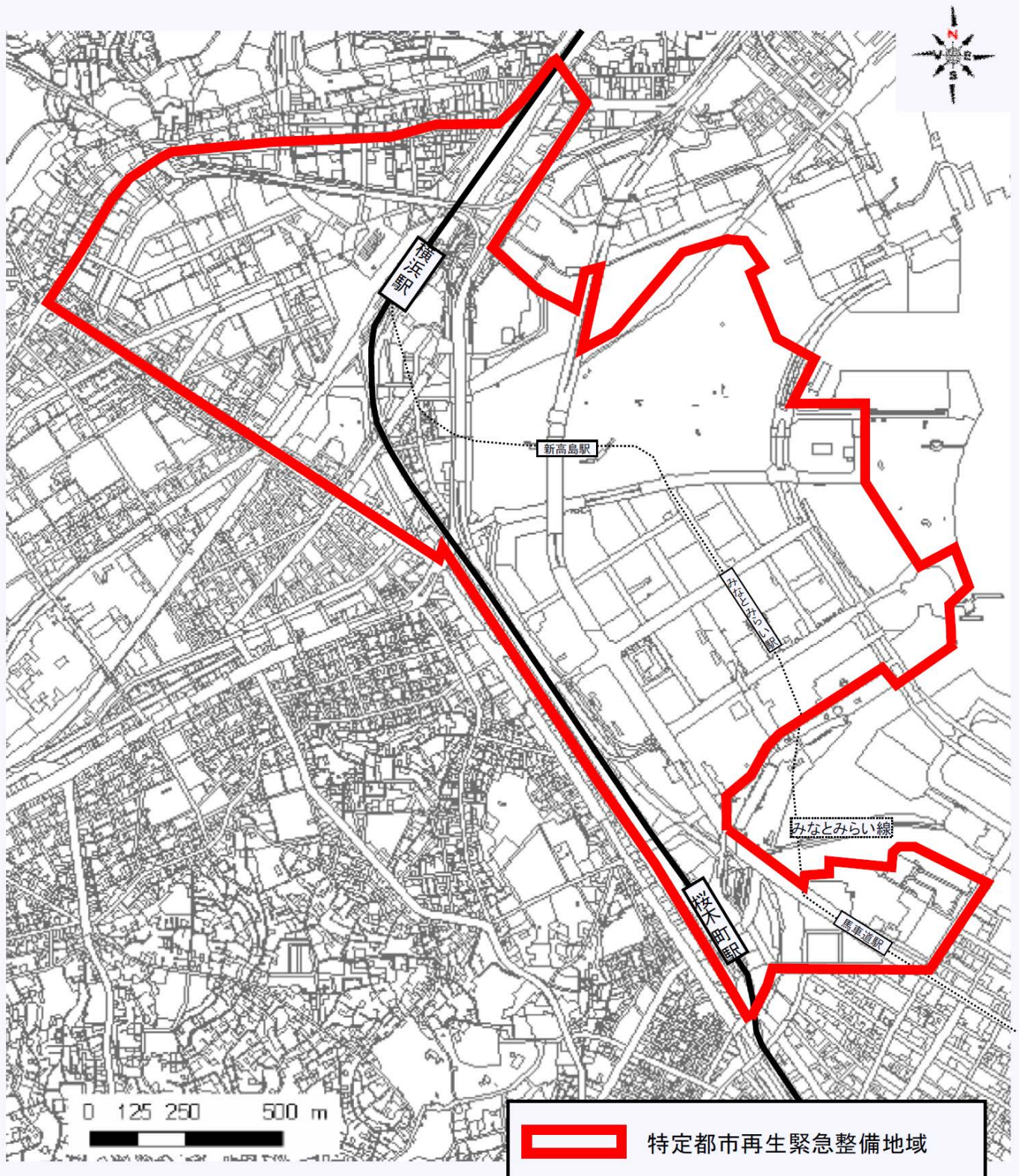
## ■特定都市再生緊急整備地域における整備の方針

- ・業務、商業、サービス、文化交流機能等多様な機能の集積を通じ、国際交流拠点を形成
- ・都市機能を支える先進的な環境や防災機能の高いまちづくりを推進
- ・地域の特性を活かした魅力的なまちづくりを推進
- ・公共施設等の整備により、3地区の一体化を図ることで、相乗効果による更なる国際競争力の強化

## ■今後の取組

国、本市及び民間開発事業者等で構成する官民連携の都市再生緊急整備協議会を設立し、同協議会において整備計画を作成したうえで、税制支援等の特例措置を受けながら順次事業を推進していきます。

# 横浜都心・臨海地域<約233ha>



お問い合わせ先

都市整備局企画課長

鈴木 健一 Tel 045 - 671 - 2005